

指摘の概要	措置内容	措置状況
(1) 収入に関する事務 ① 領収証書の取扱いを適正に行うべきもの 出納員領収証書の取扱いについて、未使用の領収証書簿冊を受け入れる際には一連番号を付すことになっているが、受け入れの際に一連番号を付さず、使用の都度、番号を付している事例があった。（高齢福祉課） 未使用の領収証書簿冊を受け入れる際に一連番号を付すべきである。	現金取扱事務の手引の確認を怠っていたため、一連番号を付していなかった。 なお、平成 28 年 11 月 10 日に領収証書の全てに一連番号を付した。 現在使用している領収証書の表紙に「領収証書を受け入れる際には、一連番号を付すように」との注意書きの付箋を貼り付け、今後は同様の事例が起こらないように改善に努めた。	措置済
(2) 支出に関する事務 ① 専決規程に定める適正な決裁を得るべきもの 支出に係る決裁について、次のような事例があった。 副市長以下専決規程及び事業所長等専決規程に定められた適正な決裁を得るべきである。 ア 動物管理センター手術室設置備品 1,988,000 円の調達において、契約監理課への経理契約要求決議は部長決裁とすべきところ、課長決裁により決議していた事例（生活衛生課）	ア 契約監理課への経理契約要求決議の決裁は部長決裁とすべきところを、課長決裁により決議していた事例は、副市長以下専決規程を十分理解しないまま、物品調達の決裁を行ったことが原因であった。 28 年 11 月 15 日、専決権限の行使について、所属長から関係職員に事例内容の説明及び指導を行うとともに、起案者のみならず承認者においても、事業ごとに専決者を確認し、権限を有する者が決定を行うよう周知徹底した。 なお、29 年 1 月 12 日、指摘事項について専決者までの決裁を行った。	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
イ 看護大学教員住宅賃貸借契約の更新は、契約金額に関係なく局長に専決権があり、学長には専決権がないにもかかわらず学長決裁としていた事例（看護大学）	イ 決裁権限についての確認が足りず、誤った区分で決裁を行っていた。 28 年 12 月 27 日、専決権限の行使について、所属長から関係職員に事例内容の説明及び指導を行うとともに、起案者のみならず承認者においても、事業ごとに専決者を確認し、権限を有する者が決定を行うよう周知徹底した。 なお、29 年 3 月 17 日、指摘事項について専決者までの決裁を行った。	措置済
ウ 「平成 27 年度予防接種業務にかかる委託契約」の変更契約については、原契約が副市長決裁であるため、局長決裁とすべきところ、課長決裁としていた事例（予防衛生課）	ウ 専決規程に定める適正な決裁を得るべきものが適正に処理されていなかった原因は、副市長以下専決規程について誤認解釈していたためである。 28 年 11 月 22 日、専決権限の行使について、所属長から関係職員に事例内容の説明及び指導を行うとともに、起案者のみならず、承認者等においても専決規程の確認を行い、権限を有する者が決定を行うよう周知徹底した。 なお、29 年 2 月 16 日、指摘事項について専決者までの決裁を行った。	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
② 概算払に係る精算事務を適正に行うべきものの次の事業の概算払支払精算につき、決裁を部長まで得るべきところ課長までしか得ていなかった。 ・神戸市立こうべ市歯科センター指定管理料 ・神戸市歯科医師会附属歯科診療所（休日歯科）運営費補助金 ・一般財団法人神戸市地域医療振興財団 西神戸医療センター運営事業補助（地域医療課） 概算払の精算については、前渡金の規定を準用し、「前渡金管理者は、（中略）支払精算書を作成し、直近の上司に提出しなければならない。」（会計規則第48条第1項）とされているので、部長の決裁を得るべきである。	精算事務に関する決裁区分を誤認していたことが原因である。 指摘された件は、平成28年10月4日に部長決裁を得ており、是正済みである。 なお同日に、精算についてのみならず、その他会計処理においても専決区分を都度確認することを周知徹底した。	措置済
(3) 契約に関する事務 ① 契約監理課による経理契約とするべきもの ア 一般には流通しておらず、出版・販売元である法人からのみ調達できる書籍を459,060円で調達する際に、副市長以下専決規程では30万円を超えて1,000万円以下の物件の調達は契約監理課長に専決権がある（表中※1）にもかかわらず、「その他の契約事務」を適用して局長決裁（表中※2）としていた。 このような決裁としているのは、契約事務の統括部署たる契約監理課の方針に従ったためである。（計画調整課） 競争入札に参加しようとする者は必要な資格を有するか否かについて認定を受けなければならない（契約規則第3条、第3条の2、第15条）が、随意契約の場合、契約規則は資格の認定を必要としておらず（第26条）、他にルールもない。 契約監理課に専決権のある特命随意契約の締結に当たって契約相手に入札参加資格の認定がない場合、契約監理課は契約相手としての実体	ア 契約監理課長に専決権のある特命随意契約の締結に当たって印鑑証明書と登記簿謄本又は登記事項に関する履歴事項全部証明書で実体を知ることができない場合でも、契約監理課による特命随意契約とするべきであるとのこと指摘に対し、契約監理課によると、登記簿謄本（写し）等の提出によって、経理契約を締結するとの見解である。 今後、適正な決裁区分に従って、適切に対応していく。	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
を知るため入札参加資格の認定に準じて最低限必要と考える印鑑証明書と、登記簿謄本又は登記事項に関する履歴事項全部証明書を一律に提出させ、経理契約を締結することとしている。 どちらか一つでも欠ける場合、契約監理課では経理契約は締結せず、契約要求局で専決契約を締結させている。契約相手の確認に何を必要とするかは、契約監理課が締結する経理契約と各局が締結する専決契約とで専決権がある者の判断によって違うことはあり得る、というのが契約監理課の考え方である。 契約締結は契約事務手続規程に基づいて進められるが、契約監理課に専決権のある特命随意契約の締結に当たっては、契約要求局から契約相手や随意契約理由を記した随意契約依頼書を契約要求書と同時に提出させて進めることとなっている。 契約監理課に専決権のある特命随意契約の締結に当たって契約監理課が契約相手としての確認ができない場合、契約要求局には専決権がないので、契約は締結できないことになる。 契約監理課長に専決権のある特命随意契約の締結に当たって印鑑証明書と登記簿謄本又は登記事項に関する履歴事項全部証明書で実体を知ることができない場合でも、契約監理課による特命随意契約とするべきである。 イ 「歩 KING 歩 QUEEN 決定戦」事業に使用するため、万歩計等を773,550円で調達する際に、副市長以下専決規程で契約監理課長に専決権のある契約であるにもかかわらず、その他の契約で局長決裁としていた。 （健康づくり支援課） 契約監理課による契約とするべきである。	イ 本事案は、副市長以下専決規定等の契約関係例規を十分に確認せず、事務処理を行ったことが原因であった。 あらためて課職員全員に契約事務処理の徹底について周知するとともに、複数チェックの徹底を確認した。	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
② 請負契約において約款に関する適正な履行を確保すべきもの 遺伝子解析装置の保守点検について、約款では請負事業者は契約の全部又は大部分を他人に履行させてはならないとされているところ、請負事業者を販売店としている製造メーカーが遺伝子解析装置の保守点検を行っていた。 （環境保健研究所） 約款どおり履行されているかどうかについては、履行の過程で注意を払うべきである。	遺伝子解析装置の保守点検の請負事業者は、契約の履行において、請負事業者を販売店としている遺伝子解析装置の製造メーカーに依頼し、当該製造メーカーが点検報告書を作成していたため、「製造その他請負契約約款」第2条（権利譲渡等の禁止）に違反している、と指摘を受けた。 「製造その他請負契約約款」どおりの履行について、各機器の管理担当者に周知し、履行の過程で注意を払うよう徹底した。	措置済
③ 委託契約において再委託に関する適正な手続きを求めるべきもの 設備総括管理業務に係る委託について、受託事業者が一部の業務を再委託する場合は、発注者による書面による事前承諾が必要とされているところ、受変電設備点検業務の再委託承諾申請手続きが行われていなかった。 （看護大学） 約款に基づき、適正な手続きを行うべきである。	平成28年度においては、これまで受変電設備点検業務を含め再委託が行われた業務については、発注者による書面による承諾を実施している。 今後も、再委託業務がある場合は、再委託前に必要な書類の確認を必ず行い、受託事業者が立会って業務の履行確認を行わせ、受託事業者から完了報告書を提出することを徹底した。	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
○ 意 見 (1) 調度品の更新について 和光園における調度品の更新は、居室の調度品が傷んでいるとの報告があった場合に、発注担当者に連絡し、発注担当者はその都度更新することとしており、レースカーテンの更新についても、平成 27、28 年度に 17 回調達し、その総額は 716,040 円であった。 建物や機械設備については、定期点検等で現状を把握し修繕等を行っているものの、調度品については点検等で現状を把握しておらず、度重なる調達となったと考えられる。 調度品の更新にあたっては、予算を平準化し、もれなく一定規模で入札することによってより安価に調達できるよう、建物や機械設備と同様に定期点検等をされたい。（和光園）	今回のカーテンの調達に関しては、カーテンの購入から 16 年間更新しておらず、ここ 2 年でカーテンの痛みが目立ち始め、順次発注依頼があり、その都度発注したため今回のような頻度での調達となったものである。 今後は、定期的な点検等で現状を把握することで、更新の際に発注を一定基準にまとめ入札し、より安価に調達することが可能である調度品について年 1 回の定期的な点検を行うように経理担当職員及び発注担当職員に周知徹底した。	措置済
(2) 補助金の要綱と運用の齟齬について 民間社会福祉施設運営費補助金について、同要綱第 5 条第 1 項第 1 号には、継続して補助金の交付を受ける施設は、交付基準月前 6 ヶ月の各月現員数により算定した額を、交付基準月以後 6 ヶ月の補助金として交付する、と記載があり、同第 6 条第 6 項には、当該年度の半期毎の補助事業が終了したときは実績報告書を提出することと記載されている。 平成 27 年度下半期分の同補助金は、平成 27 年 4 月から 9 月の現員数で補助金額を決定していたものの、次の表のように、補助金を一般支払とし、実績として平成 27 年 4 月から 9 月の現員数の報告を受領していた。 要綱に則り、平成 27 年度下半期補助金を概算払した上で、平成 27 年 10 月から 28 年 3 月の現員数の報告書を求めるか、もしくは実態に合わせて要綱を改正されたい。（高齢福祉課）	平成 27 年度下半期分は平成 27 年 10 月から平成 28 年 3 月の現員数の報告書を求めた。 平成 28 年度の補助事務においては概算払での支出を行った上で、補助対象期間に合わせた実績報告を求めるよう、事務を進めている。	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(3) 歯科保健医療事業推進補助金交付要綱について 歯科保健医療事業の経費は直接経費と間接経費からなるが、直接経費については、次の表のようにそれぞれの補助金交付要綱や委託契約で対応している。一方、間接経費については、歯科保健医療事業推進補助金交付要綱で対応していると見られるが明確ではない。 歯科保健医療事業推進補助金交付要綱は補助対象を、事業を実施するにあたって事務局が負担する経費と記載しており、間接経費を補助対象とする記載がないので、明示するなど補助要綱を整理されたい。 （地域保健課）	補助要綱を改正し、①間接経費が対象であること、②他の委託事業や補助事業において別途市が負担する経費を除くこと、を明記した。 （H29.2.1 決裁、H29.4.1 施行）	措置済
(4) 薬事事務に係る業務委託について 市は 25 万円で次の業務を委託している。 ・ 毒物及び劇物取締法に基づく販売業の登録等申請届出の取り次ぎ ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく薬局の休廃止再開等届出の取り次ぎ ・ 申請書類等の記入等の説明相談業務 ・ 市から登録票を搬送し申請者に渡す業務 市が上記の業務を委託していることを一般に広報しておらず、平成 27 年度の取り次ぎ実績は 47 件（市の年間受付件数 5,852 件）にとどまっているほか、市から登録票を搬送し申請者に渡す業務の実績はなかった。 こうした状況にあって、委託してこの業務をやらなければならないのか検討されたい。 （予防衛生課）	同委託業務については、権限委譲 当時は実績も含め効果的であったが、本市の審査技術等が蓄積された現在においては、効果が限定的であるため、来年度から廃止する。	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
達事務処理に関するマニュアル)、契約監理課による契約とするべきである。なお、契約監理課への要求書の締切日を過ぎた場合、発注、契約の履行に緊急を要する事情によっては、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」に該当する場合がありますことから、随意契約について契約監理課に確認するべきである。 ウ 市民向けチラシの印刷物について、下記のように幼稚園等に入園するための認定(1号認定)を受けた市民向けチラシと保育所等に入所するための認定(2号・3号認定)を受けた市民向けチラシをそれぞれ別個の課長専決契約としていた。 (事業課) 5月9日に見積依頼をし、5月19日に発注しているため、発注の時点で市民向けチラシの印刷物(1号認定、2号・3号認定すべて)の契約の意思決定がなされていたと考えられる。また、発注の時点で見積金額が30万円を超えることも明らかになっていた。 専決規程別表第2に定める区分は、一回の意思決定に適用される(新たな専決調達事務処理に関するマニュアル)。同じ市民向けのチラシの印刷物を分割せず、副市長以下専決規程に則り、契約監理課による契約とするべきである。	幼稚園系に入園する1号認定こども向けと、保育所系に入所する2・3号認定こども向けの案内チラシを作成する際、対象者及びそれぞれの入園・入所手続きが異なることから、別々の目的を有するものとして別発注が可能と判断し、書類を対象者別にまとめた金額が課長専決の範囲内であったことからそれぞれ課長専決として発注とした。 今後契約にあたっては、一回の意思決定に基づいて専決規程を適用し、入札発注等適切な方法により発注する。	措置済
(3) 財産の管理に関する事務 ① 備品管理簿への記載を適正に行うべきもの 備品を購入しているにもかかわらず、備品管理簿に記載していない事例があった。 物品会計規則等に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 ・ノートパソコン7台 802,872 円 (総合療育センター) ・強力パンチ 24,062 円 (事業課)	指摘を受けて、ノートパソコンについては平成28年10月に、強力パンチについては平成28年12月に備品管理簿への記載を行った。 今後、同様の誤りが生じないように、関係職員に周知徹底を行った。	措置済